

平群町長寿会連合会規約類集

昭和49年4月1日 長寿会連合会 規約制定

平 群 町 長 寿 会 連 合 会

規 約 類 集 目 次

	頁
1. 平群町長寿会連合会規約	1 ～ 5
2. 平群町長寿会連合会クラブに関する細則	6 ～ 7
3. 平群町長寿会連合会表彰に関する細則	8
4. 平群町長寿会連合会会費徴収に関する細則	9
5. 平群町長寿会連合会慶弔に関する細則	1 0
6. 平群町長寿会連合会の旅費等に関する内規	1 1
7. 別紙 1 ～ 別紙 6 について	
別紙 1 … 会計監査結果報告書	1 2
別紙 2 … 平群町長寿会連合会 「△△□□クラブ」の設立について	1 3
別紙 3 … 平群町長寿会連合会 「△△□□クラブ」の解散について	1 4
別紙 4 … 平群町長寿会連合会 「△△□□クラブ」の名称変更について …	1 5
別紙 5 … 弔文について	1 6
別紙 6 … 弔文の挿入用封筒の表裏の名称について …	1 7

平 群 町 長 寿 会 連 合 会 規 約

(名 称)

第1条 本会は、平群町長寿会（老人クラブ）連合会と称し、事務所は平群町立老人福祉センター「かしのき荘」内に置く。

(組織および会員)

第2条 本会は、平群町内の各地区長寿会「以下（各地区長寿会）という」をもって組織する。

2 本会の会員は、各地区長寿会に属するおよそ60歳以上の会員をもって構成する。

(目 的)

第3条 本会は、県老人クラブ連合会等と連携し、健康・友愛・奉仕・交流・相互支援を基本に、会員の生活を豊かにする活動・地域を豊かにする活動に取り組み、生きがいのある生活の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各地区長寿会の指導、助成、連絡調整
- (2) 高齢期をともに生きる仲間作り活動
- (3) 心と体の健康づくり活動
- (4) 相互に支えあう友愛活動
- (5) 地域社会に貢献する奉仕・ボランティア活動
- (6) 全ての実践の基礎となる啓発・学習活動
- (7) 町行政と連携して豊かな地域づくり活動
- (8) その他目的を達成するために必要な活動

2 本会の目的および事業を進展させるために次の専門部を設置する。

- (1) 女 性 部
- (2) 伝 承 交 流 部
- (3) 健 康 部
- (4) ふれあい情報部
- (5) 高齢者相互支援事業部

(クラブ活動部の設置)

第5条 本会に、前条の目的を達成するために各種クラブを設置する。

2 クラブ活動は別に定める細則によって運営する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
会 計	1 名
書 記	1 名
会計監査	2 名
理 事	各地区長寿会々長
専門部長	各 専 門 部 々 長

クラブ統括部長 1 名
事務長 事務局職員

(役員の選出と選任)

第7条 役員の選出と選任は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計、書記および会計監査「以下（本部役員）という」は、各地区長寿会々員の中から選出される。立候補がない場合は、役員推薦委員会を設置して候補者を選出し、理事会の議を経て選任する。役員推薦委員は会長が委嘱する。
- (2) 理事は、各地区長寿会の規定により選出された地区の会長とし、他の役員を兼務することができる。
- (3) 専門部長およびクラブ統括部長は、本部役員などの中から選出し、会長が任命する。
- (4) 事務長は、事務局職員の中から会長が委嘱する。

(顧問および参与)

第8条 本会に顧問および参与を置くことができる。

- 2 顧問および参与は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問および参与は、本部役員会および理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した副会長がその任務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を行い、その収支を明らかにする。
- (4) 書記は、本部役員会、理事会、各専門部の会議議題の記録および「総会のしおり」、広報誌の保管を行うほか、行政、県老連、郡老連等重要と思われる資料を保管する。
- (5) 会計監査は、会計の経理事務・決算報告および資産状況を監査する。
- (6) 理事は、本会の運営、事業立案等を審議するとともに会務を分担する。
- (7) 専門部長は、各専門部を代表し、部の運営を行う。細則は別に定める。
- (8) クラブ統括部長は、クラブ活動全般を統括する。
- (9) 事務長は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 専門部長およびクラブ統括部長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (3) 理事（地区長寿会々長）の任期は地区長寿会の規約による。
- (4) 代行役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第11条 役員会には、理事会と本部役員会を置く。

- 2 理事会は、本部役員、顧問、参与、理事、専門部長およびクラブ統括部長をもって構成し、本会の運営に関する重要事項の審議および議決を行う最高議決機関とする。
- 3 本部役員会は、本部役員と顧問および参与をもって構成し、理事会で行われる審議事項に関する議案の企画と立案を行う。緊急を要する場合は議決を行うが、速やかに理事会に報告しなければならない。

(総 会)

第12条 総会は、各地区長寿会の会員へ本会の運営状況の詳細を報告するものであり、次の事項が報告される。

- (1) 前年度の事業、会計決算および会計監査結果
- (2) 新年度の役員人事、事業計画および事業予算
- (3) 規約の改廃
- (4) その他の重要事項

(専門部会)

第13条 専門部会は、女性部、伝承交流部、健康部、ふれあい情報部および高齢者相互支援事業部の各部の関係者で構成される専門会議で、部の運営に関する事項の企画、立案、審議および議決を行う。

- 2 健康部には、健康推進委員会を設け、各地区長寿会には健康委員を置く。
- 3 女性部は、各地区長寿会に地区女性部長を置く。
- 4 高齢者相互支援事業部は、各地区長寿会に地区高齢者相互支援事業部員を置く。
- 5 重要議決事項については、本部役員会の議を経て理事会の承認を受けねばならない。

(会議の招集と開催)

第14条 本部役員会、理事会および総会は会長が招集し、開催は次のとおりとする。

- (1) 本部役員会は7日前までに、理事会は14日前までに、総会は1ヶ月前までに、それぞれ通知しなければならない。
- (2) 理事会は2ヶ月に1回、本部役員会は毎月1回を原則とするが、役員の2分の1以上の者から開催要求があったときは臨時役員会を開催しなければならない。
- (3) 総会は年1回5月に開催する。

(議 長)

第15条 役員会の議長は、会長がこれに当る。

- 2 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(定足数と議決)

第16条 役員会の定足数と議決は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開催は、役員の2分1以上の出席がなければならない。
- (2) 議事は、出席役員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第17条 役員会の議事については、少なくとも次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

但し、議事録に代えて、理事会に上程された議題一式（添付資料含む）を書記が「かしのき荘」内の保管庫に保管する。

- (1) 役員会の日時および場所
- (2) 役 員 の 現 在 数
- (3) 出席した役員の氏名
- (4) 議決または承認事項
- (5) 会 長 の 署 名

(運営費)

第18条 本会の運営に関する経費は、会費、補助金、寄付金、その他をもってこれに充てる。

(会 費)

第19条 本会の会費は、理事会で承認された金額とする。

2 会費の納入は、毎年指定日までに各地区長寿会々長が事務局を経て会計に納入する。

3 会費についての細則は別に定める。

(支 出)

第20条 支出は、理事会において議決された予算に基づき会の目的にそって行う。

(会計および資産帳簿の整備)

第21条 会の収入、支出および資産を明らかにするために、会計および資産に関する帳簿を整備する。会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

2 資産帳簿の整備は、会計が行い、これを管理する。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(会計監査)

第23条 会計監査は、会計年度終了後に会計および資産の監査を行い、会計監査結果報告書を作成し、本部役員会、理事会および総会において報告する。

なお、会計監査結果報告書の様式は別紙1のとおりとする。

(慶 弔)

第24条 本会の慶弔については、次に掲げるとおりとする。

(1) 各地区長寿会の会員が死去したときは、別に定める細則により弔慰金をおくるものとする。

(2) 会員が死去したときは、更に弔文を届ける。

(3) その他の慶弔については、本部役員が協議して決める。

(表 彰)

第25条 本会に特に功労のあった者に対しては、別に定める細則により表彰する。

2 被表彰者は、本部役員会で選出し、審議・決定し、理事会に報告する。

(旅費等)

第26条 本会の旅費等については、別紙に定める旅費等の内規に基づいて支給するものとする

(規約の改廃)

第27条 本会の規約の改廃は、理事会において審議・決定し、総会に報告する。

(その他)

第28条 この規約に定めがない事項は、理事会において協議・決定する。

2 理事会は、この規約を実施するにあたり必要がある場合には、細則を定めることができる。

(附 則)

第 1 条	この規約は、昭和 4 9 年	4 月	1 日から施行する。
第 2 条	この規約は、昭和 5 2 年	4 月	1 日から一部改正実施する。
第 3 条	この規約は、昭和 5 8 年	4 月	1 日から一部改正実施する。
第 4 条	この規約は、平成 3 年	4 月	1 日から全面改正実施する。
第 5 条	この規約は、平成 6 年	4 月	1 日から一部改正実施する。
第 6 条	この規約は、平成 1 0 年	4 月	1 日から一部改正実施する。
第 7 条	この規約は、平成 1 5 年	4 月	1 日から一部改正実施する。
第 8 条	この規約は、平成 1 7 年	4 月	1 日から一部改正実施する。
第 9 条	この規約は、平成 1 8 年	4 月	1 日から一部改正実施する。
第 1 0 条	この規約は、平成 1 9 年	2 月 2 0 日	から全面改正実施する。
第 1 1 条	この規約は、平成 2 0 年	4 月	1 日から一部改正実施する。
第 1 2 条	この規約は、平成 2 1 年	4 月	1 日から一部改正実施する。
第 1 3 条	この規約は、平成 2 5 年	4 月 1 5 日	から一部改正実施する。
第 1 4 条	この規約は、平成 2 5 年	1 0 月 1 1 日	から一部改正実施する。
第 1 5 条	この規約は、平成 2 6 年	6 月 1 3 日	から一部改正実施する。
第 1 6 条	この規約は、平成 2 7 年	2 月 1 3 日	から一部改正実施する。
第 1 7 条	この規約は、平成 2 7 年	4 月 1 4 日	から一部改正実施する。
第 1 8 条	この規約は、平成 2 9 年	4 月	1 日から一部改正実施する。
第 1 9 条	この規約は、平成 3 0 年	4 月	1 日から一部改正実施する。
第 2 0 条	この規約は、平成 3 0 年	4 月 1 8 日	から一部改正実施する。
第 2 1 条	この規約は、平成 3 1 年	4 月	1 日から一部改正実施する。
第 2 2 条	この規約は、令和 2 年	4 月	1 日から一部改正実施する。

平群町長寿会連合会クラブに関する細則

(趣 旨)

第1条 この規定は、平群町長寿会連合会規約第5条2の規定によりクラブ活動の実施および運営について必要な事項を定めるものとする。

(クラブ会員)

第2条 本クラブ会員は、各地区長寿会の会員であり、本規定の第4条のいずれかのクラブに所属する者とする。

(目 的)

第3条 会員の健康と体力の維持・向上を図り、趣味を通じて仲間づくりや教養を広め、健全な心身を養うと共に地域社会へ貢献することを目的とする。

(活 動)

第4条 前条の目的達成のため、文化系クラブと体育系クラブの2種類がある。
そのクラブ名およびクラブ数については、年度当初の「総会のしおり」で紹介する。
ただし、年度中で設立されたクラブ名は、理事会の議決後速やかに会報誌「ふれあい新聞」に掲載して紹介する。

(責任者)

第5条 クラブ活動には、クラブ統括部長のほかに次の責任者を置く。
クラブ統括副部長 若 干 名
ク ラ ブ 代 表 者 各クラブより1名

(選 出)

第6条 統括副部長および代表者の選出は、次に掲げるとおりとする。
(1) クラブ統括副部長は、全クラブ代表者の中から連合会会長（以下会長という）が委嘱する。
(2) クラブ代表者は、クラブ内部の会員間の互選より選出される。

(任 務)

第7条 責任者の任務は、次に掲げるとおりとする。
(1) クラブ統括部長は、クラブ活動全般を統括する。
(2) クラブ統括副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその任務を代行する。
(3) 各クラブの代表者は、常に会員の入退会を把握し、当該クラブ活動・運営など全般について管理する。また指定された期日までに最新の会員名簿および資産管理表を提出しなければならない。

(会 議)

第8条 クラブ統括部長は、必要あるときはクラブ代表者会議を招集・開催することができる。

(クラブの設立と解散)

- 第9条 クラブを新設する場合は、クラブ代表予定者はクラブ統括部長宛に設立申請書を提出し、本部役員会および理事会の承認を受けなければならない。
- 2 クラブは、原則として最小10名以上の会員をもってこれを設立・存続することができる。
- 3 クラブを解散する場合は、クラブ代表者はクラブ統括部長宛に解散届を提出し、受理したクラブ統括部長は本部役員会および理事会に報告しなければならない。
- 4 クラブを新設する場合および解散する場合に提出する用紙は、別紙2および別紙3のとおりとする。

(クラブ名の変更)

- 第10条 クラブ名を変更するときは、クラブ代表者はクラブ統括部長宛に変更届を提出し、受理したクラブ統括部長は本部役員会および理事会に報告しなければならない。
- なお、提出する用紙は、別紙4のとおりとする。

(経 費)

- 第11条 クラブ活動の運営に関する経費は、クラブ会員から徴収する会費、補助金、寄付金その他をもってこれに充てる。
- 2 クラブ活動に対する助成金の支給は、理事会において決定する。
- 3 クラブ活動に必要な設備・備品類(資産)は原則として本会より貸与する。
- 4 平群町高齢者文化・スポーツ振興交流事業補助金を受けようとするクラブは、平群町へ申請して認可を得るものとする。

(会計報告)

- 第12条 各クラブは、会計年度の終了後速やかに本部事務局へ会計報告書を提出するものとする。
- 2 平群町高齢者文化・スポーツ振興交流事業補助金を受領したクラブは、平群町へ提出するために事業実績報告書および決算書を4月15日までにクラブ統括部長宛提出すること。

(附 則)

- 第1条 この細則は、平成19年 2月20日から施行する。
- 第2条 この細則は、平成21年 4月 1日から一部改正実施する。
- 第3条 この細則は、平成22年 4月 1日から一部改正実施する。
- 第4条 この細則は、平成24年 7月 1日から一部改正実施する。
- 第5条 この細則は、平成24年10月11日から一部改正実施する。
- 第6条 この細則は、平成25年 4月15日から一部改正実施する。
- 第7条 この細則は、平成26年 4月 1日から一部改正実施する。
- 第8条 この細則は、平成26年 6月13日から一部改正実施する。
- 第9条 この細則は、平成27年 2月13日から一部改正実施する。
- 第10条 この細則は、平成27年 4月14日から一部改正実施する。

平群町長寿会連合会表彰に関する細則

(趣 旨)

第1条 この規定は、平群町長寿会連合会規約第25条で規定する表彰を実施するに当たり、必要な事項について定めるものである。

(表彰等の種類)

第2条 表彰は、団体表彰および個人表彰の2種類とする。

(表 彰)

第3条 被表彰団体または被表彰者は、次の選考基準に該当するものとする。

- (1) 被表彰団体 他の模範となる活動および顕著な功績があるもの
- (2) 被 表 彰 者 本部役員および理事を通算5年以上勤めたもの、ならびに他の模範となる活動および顕著な功績がある者

(表彰の時期)

第4条 表彰は、次の時期に実施する。

- (1) 団体表彰、個人表彰とも総会時に行う。
- (2) 理事の場合は退任後の総会時とする。

(その他)

第5条 この規定に定めるもののほか、表彰について必要な事項は本部役員会の議を経て理事会において決定する。

(附 則)

第1条 この細則は、平成19年2月20日から施行する。

第2条 この細則は、平成21年4月 1日から一部改正実施する。

第3条 この細則は、平成26年6月13日から一部改正実施する。

平群町長寿会連合会会費徴収に関する細則

(趣 旨)

第1条 この規定は、平群町長寿会連合会規約第19条3の規定により、会費の徴収について必要な事項を定めるものである。

(会 費)

第2条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 87歳以下の会員の会費は、1会員あたり年額800円とする。
- (2) 88歳以上の会員の会費は、1会員あたり年額500円とする。

(助成金)

第3条 補助金の支給により会費の一部を助成することができる。その金額は次のとおりとする。

- (1) 87歳以下の会員の補助金は、1会員あたり年額500円とする。
- (2) 88歳以上の会員の補助金は、1会員あたり年額300円とする。

(年齢の算出基準日)

第4条 年齢は、4月1日を基準にして算出するものとする。

(徴 収)

第5条 会費の徴収は、毎年4月30日までにを行うものとする。

(会費の改定)

第6条 会費を改定する場合は、理事会で審議・承認を得て決定するものとする。
なお、会費の改定理由をその直後の総会において会員に説明するものとする。

(附 則)

第1条 この細則は、平成19年2月20日から施行する。

第2条 この細則は、平成26年4月 1日から一部改正実施する。

第3条 この細則は、平成26年6月13日から一部改正実施する。

第4条 この細則は、平成30年4月 1日から一部改正実施する。

平群町長寿会連合会慶弔に関する細則

(趣 旨)

第1条 この規定は、平群町長寿会連合会規約第24条(1)の規定により、慶弔について必要な事項を定めるものである。

(弔慰金)

第2条 各地区長寿会の会員および役員が死去したときは、次に掲げる弔慰金をおくる。

(1) 会 員 3,000円

(2) 役 員 本部役員の協議による。

2 会員が死去したときは、前項のほかに弔文を届ける。

(弔文の取扱)

第3条 弔文の取扱は、次のとおりとする。

(1) 弔文を所定の封筒に入れて準備しておき、地区会長等が「かしのき荘」の事務局に「香典」を取りに来た時に、同時に「弔文」も渡して、告別式弔電披露の際にご遺族様へのメッセージとして「ご披露」していただくよう喪主にお願いする。

(2) 弔文および弔文を入れる封筒の表書き、裏書は別紙5、6のとおりとする。

なお、文字の色は「灰色」とし、封筒は長形3号白封筒とする。

(附 則)

第1条 この細則は、平成19年 2月20日から施行する。

第2条 この細則は、平成25年10月11日から一部改正実施する。

第3条 この細則は、平成26年 6月13日から一部改正実施する。

平群町長寿会連合会の旅費等に関する内規

長寿会会員が長寿会連合会の用務で連合会長から出張を依頼された場合は、連合会から次の基準によって旅費等を支給する。ただし、宿泊を伴う場合は別途協議する。

1. 旅費は生駒郡外へ出張の場合に限り支給する。
2. 移動の際の交通手段は公共交通機関の利用を原則とする。
3. 町バスまたは社協の送迎車を利用する場合は、同乗を原則とする。
4. 止む無く自家用車を利用する場合は、公共交通機関を利用した場合と同額を支給する。
5. 女性部、健康部および伝承交流活動部の用務の場合は、それぞれの活動費から支給する。この場合も上記1～4項に準じる。
6. 地区長寿会々員が、表彰式・研修会等出張する場合は、関係者の旅費一切を地区長寿会で負担していただくものとする。
7. 連合会主催の春秋親睦一泊旅行ならびに日帰り旅行に引率する団長および同行を依頼した看護師に対して、1万円を限度として旅費の半額を支給する。
8. 生駒郡生き生きクラブ連合会主催の指導者研修会に参加した者には、各1万円を支給する。
9. 以上の基準に適さない事案の場合は、その都度連合会長に相談のうえ対応する。
10. 本内規は、平成29年4月1日から適用する。

会 計 監 査 結 果 報 告 書

平成○▽年度平群町長寿会連合会の収支決算について監査したところ、帳簿・伝票および預金通帳などは、すべて収支決算書と合致し、適切且つ正確であったことをご報告致します。

平成○▽年☆月◇日

会計監査 ○ ▽ ☆ ◇ ⑩

会計監査 ○ ▽ ☆ ◇ ⑩

平成 年 月 日

平群町長寿会連合会

会 長 ○ ○ ▽ ▽ 様

平群町長寿会連合会

△△□□クラブ

代 表 ○ ○ ▽ ▽ ⑩

平群町長寿会連合会「△△□□クラブ」の設立について

標記について、高齢者が健康な生活を維持・創造するために「△△□□」を通じてクラブ会員同士が文化的かつ友好的に交流していくことを目的に、下記要領により活動を開始したいと思いますので、△△□□クラブ設立について、ご承認くださいます様よろしくお願い申し上げます。

なお、別紙で会員名簿および会則（規約）を添付いたします。

記

1. ク ラ ブ 名

△ △ □ □ ク ラ ブ

2. 代 表 者 名

○ ○ ▽ ▽

3. 活動開始年月日

平成 年 月 日

4. 活 動 予 定 日

(例) 毎月第1月曜日終日

5. 活 動 場 所

(例) 「かしのき荘」新館会議室

(以 上)

平成 年 月 日

平群町長寿会連合会

会 長 ○ ○ ▽ ▽ 様

平群町長寿会連合会

△△□□クラブ

届出者名 ○ ○ ▽ ▽ ⑩

平群町長寿会連合会「△△□□クラブ」の解散について

標記について、諸般の事情により今後において活動の継続が困難な状況になってきましたので、下記年月日を以って△△□□クラブを解散いたします。

本書にて解散届とさせていただきますので、よろしくお願いします。

記

1. 解散年月日

平成 年 月 日

2. 代表者氏名

○ ○ ▽ ▽

(以 上)

平成 年 月 日

平群町長寿会連合会

会 長 ○ ○ ▽ ▽ 様

平群町長寿会連合会

△△□□クラブ

代 表 ○ ○ ▽ ▽ ⑩

平群町長寿会連合会「△△□□クラブ」の名称変更について

標記について、クラブの活動内容とクラブ名称に違和感があるとの指摘等あったので、クラブ名称を下記の要領により変更いたしますので、関係する規約・規定などについても変更していただきます様よろしくお願い申し上げます。

記

1. クラブ名

(新名称) △ △ □ □ ク ラ ブ

(旧名称) ○ ○ × × ク ラ ブ

2. 変更年月日

平成 年 月 日

(以 上)

ご逝去を悼み謹んでお悔やみ
申し上げますとともに
心からご冥福をお祈りいたします

平群町長寿会連合会会長

○ ○ ▽ ▽

ふりがなをつける

役員一同

(長形3号白封筒 表面)

ご遺族様

このメッセージは、弔電に代わるものとしてお届けさせていただきました。告別式の弔電披露の際にはよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

(長形3号白封筒 裏面)

平群町長寿会連合会